

いつもお世話になっております。ご存知のとおり平成18年5月1日より**新会社法**が施行されました。「1円設立」や「有限会社の廃止」など、旧商法から大きく制度が変わったことは新聞でも大きく取り上げられました(清友通信 13 号 2005 年 6 月)。
弊社においても、5月以降決算を迎えた法人のお客様について、新会社法に対応した決算書を作成しておりますが、その変更点について問い合わせを頂くことがしばしばあります。また金融機関や取引先に決算書の提示や説明を求められることもあるかと思うので、今回は新会社法で決算書がどう変わったのか？最低限おさえておきたい点をまとめました。

新会社法で決算書はどう変わった？

《作成する決算書は？》

従 来

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③利益処分案

新会社法

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- NEW! ③株主資本等変動計算書**
※このほかに個別注記表、事業報告、附属明細書があります。

《3つのトピック》



表示方法が変わりました

- その1 貸借対照表の「資本の部」が「純資産の部」へ
その2 損益計算書の末尾が削られてスッキリ！



利益処分案が廃止に！



新設された株主資本等変動計算書って何？

表示方法が変わりました

==その1 貸借対照表の「**資本の部**」が「**純資産の部**」へ==

貸借対照表

資産の部	負債の部

資本の部

- I 資本金
- II 資本剰余金
 1. 資本準備金
 2. その他資本剰余金
- III 利益剰余金
 1. 利益準備金
 2. ××積立金
 3. 当期末処分利益
- IV 株式等評価差額金
- V 自己株式

タイトルは
要チェック！

純資産の部

- I 株主資本
 1. 資本金
 2. 資本剰余金
 - (1) 資本準備金
 - (2) その他資本剰余金
 3. 利益剰余金
 - (1) 利益準備金
 - (2) その他利益剰余金
 - ①××積立金
 - ②繰越利益剰余金
 4. 自己株式
- II 評価・換算差額等
 1. その他有価証券評価差額
- III 新株予約権

主に上場会社で
使用されます

==その2 損益計算書の末尾が削られて**スッキリ**！==

従来

損益計算書
売上高
売上原価
売上総利益
販売費及び一般管理費

営業利益
経常利益
税引前当期純利益
法人税、住民税及び事業税
当期純利益
前期繰越利益
××積立金取崩額
中間配当額
当期末処分利益

新会社法施行後

損益計算書
売上高
売上原価
売上総利益
販売費及び一般管理費

役員賞与 △△

営業利益
経常利益
税引前当期純利益
法人税、住民税及び事業税
当期純利益

⇒削除されて
株主資本等変動計算書へ移動

支給時は費用処理を！

「当期の損益計算」の
みを**スッキリ**と表示！

利益処分案が廃止に！

株主資本等変動計算書の新設に伴い、利益処分案は廃止されました。

それでは配当や役員賞与などの利益処分は、どこで行うの？

株主総会の個別の決議事項として、『計算書類の承認』(注)とは別に決議します。
旧商法では、利益処分案が計算書類の一部だったため、『計算書類の承認』をもって利益処分案の承認が行われてきましたが、会社法では、利益処分案が廃止され、株主総会の個別の決議事項として議事録に記録されることになります。(注) 決算書一式を法律用語で『計算書類』と呼びます。

(従来)
～定時株主総会議事録～
【決議事項】
第1号議案 第〇期計算書類承認の件
第2号議案 取締役の報酬額の改定の件

利益処分が
含まれてい
る(1号議案)

(会社法)
～定時株主総会議事録～
【決議事項】
第1号議案 第〇期計算書類承認の件
第2号議案 剰余金の配当案承認の件
第3号議案 役員賞与支給案承認の件
第4号議案 取締役の報酬等の額の改定の件

利益処分の内容
を個別に決議す
る(2～3号議案)

結果として...

当期の決算についての配当等の利益処分の内容は、当期の決算書に記載されないことになります。
ただし、上場会社などが作成する厳密な決算書には当期の利益処分の内容を「注記」するので、これに習って『株主資本等変動計算書』に「注記」することも可能です。(裏面へつづく)

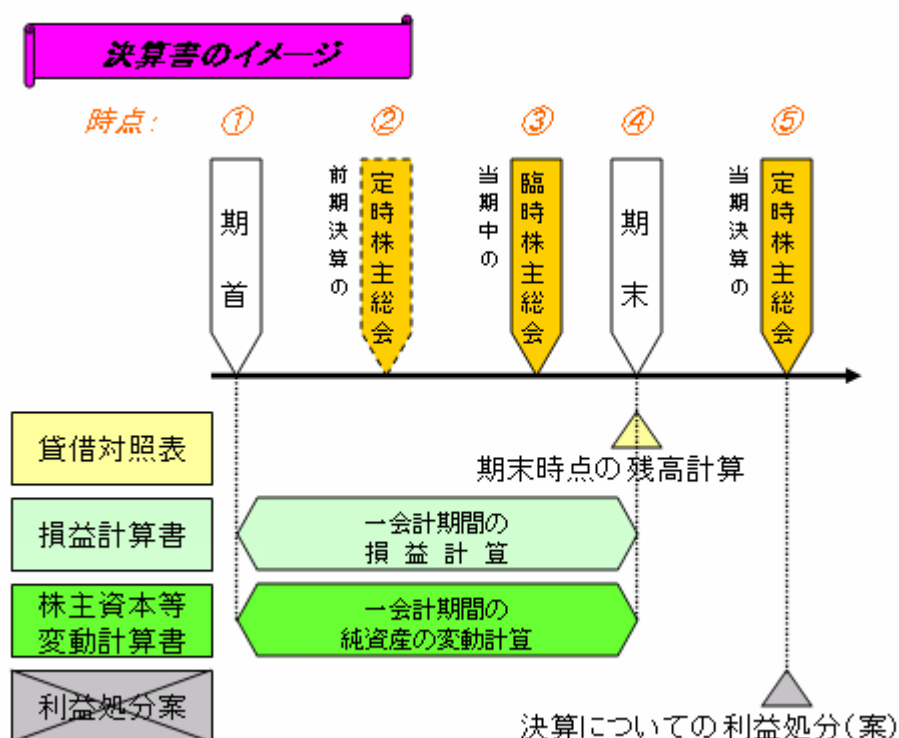


新設された株主資本等変動計算書って何？

株主資本等変動計算書とは、期中の資本金や準備金、剰余金などの増減（純資産の部がどう変動したか）を示す計算書です。名称は長いですが、要するに**一会計期間における 純資産の部の変動状況の表した計算書**です。
（左ページにサンプルを掲載）

なぜ株主資本等変動計算書が必要になったの？

会社法では、株主に対する配当が事業年度を通じて何回でも行うことが可能となるなど資本取引により、損益計算書を経由せず純資産の部を変動させる事象が増加したため、その変動を明らかにするための計算書として、株主資本等変動計算書が作成されることとなりました。
（ほとんどの中小企業は、年に何回も配当するなどの資本取引が頻繁に発生するとは考えにくいですが・・・）
（注）配当のためには純資産額が300万円以上あり、その都度、株主総会の普通決議が必要です。



（最後に）

新会社法における決算書について、旧商法からの変更点を大まかに取り上げてみました。実際に自社の決算書を見ないとピンとこない部分もあるかと思うので、決算時に個別にご説明させていただきたいと考えております。また、決算時でなくともお気軽にご相談ください。

（文責 藤井義久）

（株主資本等変動計算書のサンプル）

左ページの図『決算書のイメージ』の時点①～⑤と合わせて、確認してみてください。

株主資本等変動計算書

時点		株主資本					純資産 合計	参照する 書類 	
		資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計			
			利益準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金					繰越利益剰余金
①	前期末残高	20,000,000	5,000,000	50,000,000	20,000,000	0	95,000,000	95,000,000	貸借対照表
	(当期変動額)								
③	新株の発行	10,000,000					10,000,000	10,000,000	株主総会 議事録
②	剰余金の配当				△ 3,000,000		△ 3,000,000	△ 3,000,000	株主総会 議事録
	役員賞与の 支給				△ 2,000,000		△ 2,000,000	△ 2,000,000	
	別途積立金の 積立			8,000,000	△ 8,000,000		0	0	
④	当期純利益				25,500,000		25,500,000	25,500,000	損益計算書
③	自己株式の 取得					△ 1,000,000	△ 1,000,000	△ 1,000,000	株主総会 議事録
	当期変動額 合計	10,000,000	0	8,000,000	12,500,000	△ 1,000,000	29,500,000	29,500,000	
④	当期末残高	30,000,000	5,000,000	58,000,000	32,500,000	△ 1,000,000	124,500,000	124,500,000	貸借対照表

⑤の内容は掲載されない



来期の決算で作成する株主資本等変動計算書（時点②）に掲載されます。